

Uターンによる  
相馬市への就業・起業を希望する皆様へ

# 相馬市移住支援金 のご案内



東京圏から相馬市に  
移住＆就業・起業された方に  
支援金を支給します。

2人以上の世帯 100万円

単身世帯 60万円

## ～対象者及び要件～

- ・東京23区に在住、または東京圏に在住し東京23区に通勤し、相馬市に移住した方
- ・裏面の就業・起業の要件に該当する方
- ・18歳未満の世帯員と一緒に移住する場合、18歳未満の世帯員1人につき100万加算



【問い合わせ先】

相馬市 企画政策課

〒976-8601

相馬市中村字北町63-3

TEL 0244-37-2132

E-mail [k-kikaku@city.soma.lg.jp](mailto:k-kikaku@city.soma.lg.jp)



相馬市移住支援金



# 移住支援金の要件

<p><b>①移住元に関する要件</b></p>	<p>●移住する直近の10年間のうち、ア～ウを併せた期間が5年以上必要 (うち、移住直前の1年間は連続していること)</p> <p>ア 東京23区に居住していた期間 イ 東京圏(※1)に居住し、東京23区内の企業等へ通勤(※2)していた期間 ウ 東京圏(※1)に居住し、東京23区内の大学等に通学した後、東京23区内の企業等に就職した場合の通学期間</p> <p>※1 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち条件不利地域以外の地域 ※2 雇用されていた方の通勤の場合には、雇用保険の被保険者に限る</p>
<p><b>②移住先に関する要件</b></p>	<p>●次に掲げるいずれかに該当する方</p> <p>ア Fターン(福島県就業マッチングサイト)又は他県の要件を満たす就業マッチングサイトに掲載されている「移住支援金対象法人」に応募し、採用されること 【Fターン就業】 イ 福島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業等により就業すること 【プロ人材】 ウ 移住元での業務を移住後もテレワークで続けること【テレワーク】 エ 移住する前に相馬市の関係人口であったこと【関係人口】 オ 福島県地域課題解決型起業支援金に応募し、採択されること【起業】</p>
<p><b>③ ②の留意点</b></p>	<p>ア Fターン就業の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務地が東京圏以外の地域であること</li> <li>・週20時間以上の無期雇用契約であること</li> <li>・5年以上継続して就業する意思があること</li> <li>・新規の雇用であること(転勤、出向、出張、研修等ではないこと)</li> <li>・3親等以内の親族が取締役等の経営を担う職に就いていない企業であること</li> <li>・就業マッチングサイトに求人が公開された後に該当する求人に応募していること</li> </ul> <p>イ プロ人材の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務地が東京圏以外の地域であること</li> <li>・週20時間以上の無期雇用契約であること</li> <li>・5年以上継続して就業する意思があること</li> <li>・新規の雇用であること(転勤、出向、出張、研修等ではないこと)</li> <li>・目的達成後の解散を前提とした個別のプロジェクト外の参加等、離職を前提としないこと</li> </ul> <p>ウ テレワークの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の意思により移住した場合で、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を移住先においても引き続き行うこと(企業からの命令や転勤等でない)</li> <li>・所属先企業から移住者へ地方創生テレワーク交付金を活用した資金提供がないこと</li> </ul> <p>エ 関係人口の場合(次のa～dのいずれかに該当し、かつ、e～gのいずれかに該当し、市が本事業の関係人口と認める者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 県、市、又は市の関係団体が主催又は参加した移住関連イベントに参加していること</li> <li>b 市が運営する会員制の団体(ファンクラブ)等に登録していること</li> <li>c 市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加していること</li> <li>d 多拠点で生活しており、相馬市を拠点の一つとしていること</li> <li>e 県内の企業等に就業し、要件に該当すること(週20時間以上の無期雇用契約、5年以上継続して就業する意思があること、新規の雇用であること)</li> <li>f 県内で新規に起業し、開業の届出をしていること</li> <li>g 県内で就農していること</li> </ul> <p>オ 起業の場合…県が実施する起業支援金の交付決定を1年以内受けていること</p>
<p><b>④その他の要件</b></p>	<p>●次に掲げる事項のすべてに該当すること</p> <p>ア 交付申請時において、転入後3カ月以上1年以内であること イ 交付申請後、市に5年以上継続して居住する意思があること ウ 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと エ 日本人であること、または、外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者もしくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること オ 世帯の構成員に市の市税等を滞納している者がいないこと カ その他市長が移住支援金の対象者として不適当と認めたものでないこと</p>
<p><b>⑤世帯に関する要件</b></p>	<p>●申請者を含む2人以上の世帯員が次に掲げる事項のすべてに該当すること</p> <p>ア 移住元及び申請時において、住民票上で同一世帯に属していること イ 交付申請時において、世帯員がいずれも市に転入後3カ月以上1年以内であること ウ 世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p>